優秀賞

予防規程が抱える課題を解決する！

「予防規程作成支援ツール」と「予防規程概要版」の活用のすすめ

東京都　東京消防庁

事例類型	Ⅰ 実効性向上　Ⅲ 効率化　Ⅶ デジタル化
取組期間	令和2年10月から

背　景

予防規程に定める必要がある事項は、危険物の規制に関する規則（以下「危規則」という。）第60条の2に規定する事項だけでなく、国が発出する通知等に基づく事項もあるため多岐にわたり、また、製造所等の施設区分や特殊性に応じて定めるべき事項が異なる。

このため、予防規程の作成は、作成する事業者にとっても、作成指導する消防職員にとっても大きな負担となっている。

また、せっかく事業者が予防規程を作成しても、その内容が製造所等の勤務者に十分周知されず、製造所等の自主保安等に十分寄与していない状況がしばしばみられる。

このことから、事業者がオンライン上で活用できる予防規程の作成支援ツールと、製造所等の勤務者に予防規程の内容を周知して予防規程の実効性を高めるツールの開発に取り組んだ。

内　容

令和4年5月、当庁における予防規程制定（変更）認可の電子申請の開始時期に合わせ、「予防規程作成支援ツール」と「予防規程概要版」を整備し、当庁ホームページ（以下「HP」という。）に公開し、危険物安全週間に合わせて、リーフレット配布等による周知と活用指導を行った。

1 予防規程作成支援ツールとは

事業者が自ら予防規程に定める必要がある事項を確認でき、自らの製造所等に合わせてカスタムした予防規程作成例（予防規程の見本）をダウンロードして活用できるツールである。「予防規程作成チェック表（以下「チェック表」という。）」、「予防規程作成例」及び「予防規程作成例の解説」から構成される。

次の3つの手順により、予防規程を簡単に作成することができる。

手順1　チェック表を活用し、自らの製造所等に応じて予防規程に定める必要がある事項を確認する。

手順2　チェック表で確認した予防規程に定める必要がある事項に対応する予防規程作成例の本編（全ての製造所等が共通して定める部分）、細則（該当する製造所等のみが定める部分）をそれぞれダウンロードして組み合わせる。

手順3　予防規程作成例の解説を参考にして、自らの製造所等の実態に合うよう予防規程作成例に追記、修正等を行い完成させる。

2 予防規程概要版とは

予防規程に定める製造所等の平時の保安業務、災害時の緊急対応等を簡記して活用するツールである。A3サイズに印刷したものを製造所等の勤務者が日常的に目にする事務室、スタッフルーム等に掲示したり、A4サイズに印刷したものを勤務者に配布し携帯してもらうことで、予防規程の内容の周知を図る。

予防規程概要版には、災害時の2次災害防止措置や施設再開の判断基準等を解説する複数の二次元コードが掲載されており、スマホで読みとれば災害時の対応等をいつでも確認することができる。

3 その他

製造所等を有する事業者に、予防規程の意義、重要性等を理解してもらうため、予防規程の制度概要を説明するページや予防規程に係るFAQ（よくある質問）をまとめたページを設けるなどサイトの充実を図っている。

危険物安全週間中に配布した予防規程作成ツール等を紹介するリーフレット

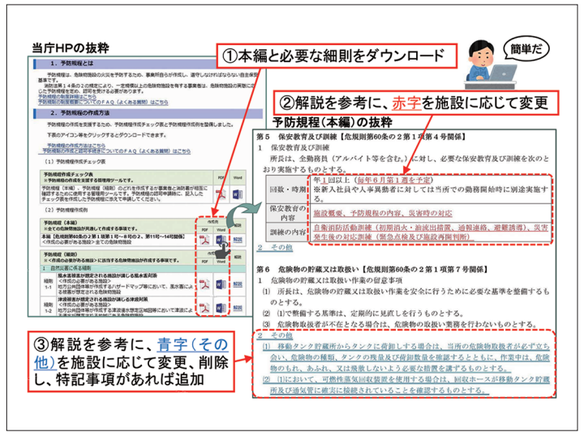

予防規程作成支援ツールの使い方

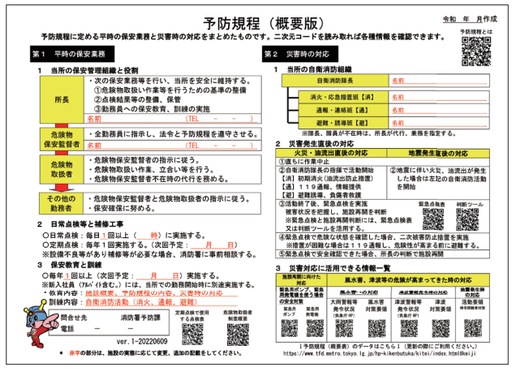

予防規程概要版の雛形

当庁HPの専用サイトにアクセスする二次元コード

成　果

1 当庁HPの「予防規程作成支援ツール」と「予防規程概要版」を公開するサイトへのアクセス数は年々増加しており、約3年間で合計3万回を超える。当庁管内の予防規程を定める義務がある製造所等の数は約1,900施設であることから、当庁管内の事業者だけでなく、全国の事業者に活用されていることがうかがわれる。

2 予防規程を作成する事業者からは、「これまでこのような作成支援ツールがなかったため、同業者からコピーさせてもらった予防規程を見本にして作成しなければならず苦労していたのでありがたい。」と好意的な意見を頂いている。

3 予防規程の作成を指導する消防職員からは、「予防規程の作成指導がやりやすくなった。予防規程に定める事項が新たに追加された場合も、対応する細則の追加を案内するだけでよいので業務負担が軽減した。」と好意的な意見が出ている。

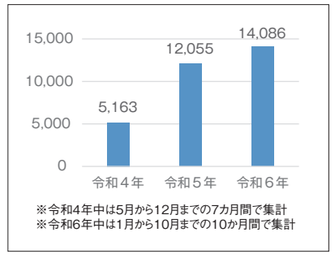

公開サイト（トップページ）のアクセス数の推移

特記事項

当庁HPに公開後も、危規則の一部改正（令和5年12月）等により、予防規程に定める事項が新たに追加されたが、その都度、対応する予防規程作成例の細則を新たに整備している。

管理担当職員が人事異動等で変わっても、予防規程作成支援ツール等が将来にわたって適正に管理、運営される必要があることから、令和6年度に管理担当職員向けの管理運営マニュアルを新たに整備した。